

# リザーバー研究会バナー広告規定

平成 28 年 2 月 16 日 案 1 版作成

平成 28 年 7 月 22 日 案 2 版作成

平成 28 年 8 月 5 日 承認

平成 28 年 8 月 7 日 発効

## 第1条 総則

バナー広告を掲載する企業および団体（以下「広告主」という）と、リザーバー研究会（以下「当会」という）とは、本規定に基づき、お互い誠意をもってバナー広告の掲載を取り扱う。

## 第2条 バナー広告の定義

当会ホームページの指定箇所（以下の点線 2 か所内）に、当会で指定した画像形式の広告を掲載できる。



## 第3条 申し込み手続き

バナー広告掲載を希望する企業および団体は、指定の内容を網羅した申し込み情報を FAX で送る。指定の内容は以下の通り。

- ・ 社名又は団体名
- ・ 住所
- ・ 部署名
- ・ 担当者名
- ・ TEL
- ・ FAX
- ・ E-mail
- ・ 希望リンク先 URL

・費用支払いの単位（1か月、または、1年）

【申し込み先 FAX 番号】052-764-2966（リザーバー研究会事務局）

#### 第4条 掲載の可否判断と通知

広告主の業種やリンク先の取扱商材などは、原則として制限しない。ただし、広告主が掲載を申し込んだサイトが下記に該当する等、掲載がふさわしくないと当会が判断した場合、当会は広告掲載を承諾しないことがある。

1. 責任の所在が不明確なもの
2. 社会秩序を乱すような表現、暴力・賭博関連、性的描写・不快感を与えるような恐れのあるもの
3. 当会ホームページに支障を来たす構造のもの（アラートマーク、アニメーションまたはフラッシュ点滅、反転表示または画面の切替わり、テキストボックス表示、プルダウンメニュー、閉じる・いいえ・キャンセル等のボタンまたはラジオボタン使用など）
4. 著作権などの知的所有権を侵害しているもの
5. 違法な内容を含むもの
6. パスワードなどにより、一般に公開されていないもの
7. 公序良俗に反するもの
8. 当会に不利益をもたらす恐れのあるもの
9. その他、当会が広告掲載に不適切だと判断したもの。

当会は、バナー広告掲載の可否を、申し込み時に指定されたメールアドレスに通知する。

#### 第5条 バナー画像の制作と設置

バナーの原稿となる画像は、以下の指定に従い広告主が制作する。当会の判断により当会が制作を支援することがある。

1. ファイル形式：JPG、PNG、GIF のいずれか（静止画のみ）
2. バナーサイズ：左右 200pix × 天地 50pix
3. ファイルサイズ：100KB 未満

当会ホームページへの設置は、当会が行う。

#### 第6条 報告

当会は広告主へ、バナーページの閲覧回数（バナーの表示回数）とクリック回数を月次で報告する。

#### 第7条 広告掲載停止の権利

広告主が本規定や当会が指定した条件に違反した場合、当会は事前に通告することなく、

広告掲載を停止することができる。

#### **第8条 免責事項**

当会のサービスに関して発生した広告主の損害について、当会は一切の賠償の責を負わない。

#### **第9条 規定の変更**

当会は、広告主の事前の承諾なしに、当規定の変更を行なうことができるものとする。変更後の規定も、広告主と当会の間の一切の關係に適用されるものとする。

#### **第10条 規定の有効期間**

本規定は、広告主が当会の配信する広告を表示する限り、有効であるものとする。

#### **第11条 登録内容の変更**

広告主は、広告掲載サイトの登録内容に変更があった場合、直ちに変更内容を当会に連絡しなければならない。

#### **第12条 掲載料**

掲載は1ヶ月単位とし、1年契約の場合は割り引く。掲載料は先払いとする。

- ・月単位料金 10,000 円／月
- ・年単位料金 100,000 円／年

なお、契約停止の申し出がない限り、広告掲載契約は自動的に更新される。

以上